

賃 金 規 程

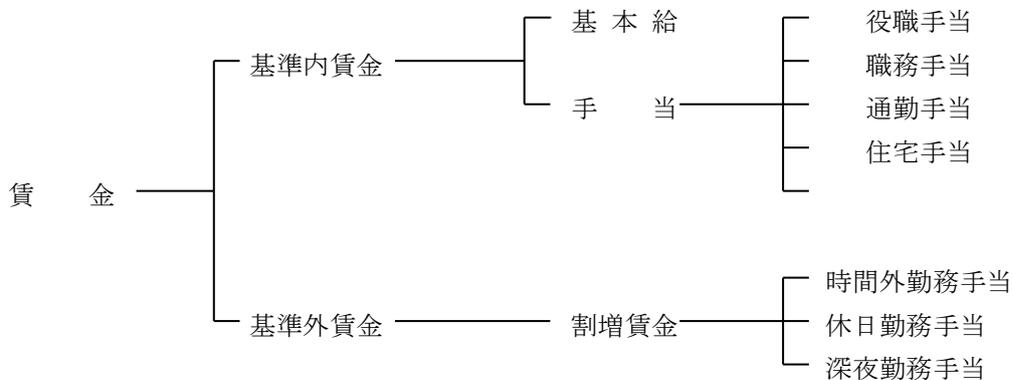
第 1 章 総 則

第 1 条 (適用範囲)

この規程は、株式会社就業規則第 条に基づき、社員の賃金および賞与について定めたものである。ただし、パートタイマーについてはパートタイマー就業規則、嘱託社員については嘱託就業規則の定めるところによる。

第 2 条 (賃金の構成)

賃金の構成は以下のとおりとする。



第 3 条 (賃金計算期間および支払日)

- 賃金は、当月 1 日から起算し、当月末日を締め切りとした期間（以下、「賃金計算期間」という）について計算し、翌月 10 日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

第 4 条 (賃金の支払方法)

- 賃金は通貨で直接社員にその全額を支払う。
- 前項の規定にかかわらず、社員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。
 - ①源泉所得税
 - ②住民税（市町村民税および都道府県民税）
 - ③雇用保険料
 - ④健康保険料（介護保険料を含む）
 - ⑤厚生年金保険料
 - ⑥会社の貸付金の当月返済分（本人の申し出による）
 - ⑦その他必要と認められるもので社員代表と協定したもの

第 5 条 (遅刻、早退または欠勤の賃金控除)

遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、以下の計算式に

よりその休業した時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

①賃金計算期間において、欠勤10日未満の場合

以下の賃金を給与より控除して支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{手当} + \text{手当} + \text{手当} + \text{手当}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間} (1 \text{ヶ月平均所定労働日})} \times \text{欠勤時間数} (欠勤日数)$$

②賃金計算期間において、欠勤10日以上の場合

以下の賃金を日割り支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{手当} + \text{手当} + \text{手当} + \text{手当}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間} (1 \text{ヶ月平均所定労働日})} \times \text{出勤時間数} (出勤日数)$$

第6条（中途入社または中途退職の賃金計算）

賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割り支給するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{手当} + \text{手当} + \text{手当} + \text{手当}}{1 \text{ヶ月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

第7条（休職期間中の賃金）

原則として、就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。ただし、会社が特に必要と認めた場合は基本給の2分の1を限度として支給することがある。

第2章 基準内賃金

第8条（基本給）

正社員の基本給は、日給月給制とする。また、嘱託社員、パートタイマーについては、時給制とする。

第9条（基本給の決定）

基本給は本人の能力、経験、技能及び作業内容などを勘案して各人ごとに決定する。

第10条（役職手当）

管理職については各人の職責（責任）に対して、役職手当を支給する。

第11条（職務手当）

職務手当は、従事する職務（仕事）に対して支給する場合がある。職務手当は、時間外及び休日労働のみなし残業として支給し、実際の時間外労働、深夜時間に対する法定刑散文に満たない場合はその差額分を割増賃金の計算に基づいて支給する。

第3章 基準外賃金

第12条（時間外・休日・深夜勤務手当）

1. 所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外勤務手当を、法定の休日に労働した場合には休日勤務手当を、深夜（午後10時から午前5時までの間）に労働した場合には深夜勤務手当を、それぞれ以下の計算により支給する。

時間外勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
休日勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

2. 算定基準賃金とは基準内賃金から 手当と通勤手当を除いたものをいう。
3. 所定労働時間を超え、かつ法定労働時間を超えて労働した時間、または休日に労働した時間が深夜に及ぶ場合は、時間外勤務手当または休日勤務手当と深夜勤務手当を合計した割増賃金を支給する。

第4章 賞 与

第13条（賞 与）

1. 賞与は原則として毎年 7月および 12月に社員各人の勤務成績を査定して決定し、支給する。ただし、会社の業績によっては、賞与の額を縮小し、または見送ることがある。
2. 賞与の算定期間は以下のとおりとし、支給対象者は賞与の支給日に在籍している社員に限る。

夏季賞与	1月 1日から 6月 30日
冬季賞与	7月 1日から 11月 30日

付 則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。